

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	中 山 大 輔

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 6 年 2 月 2 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「政策局広報戦略・プロモーション課」が「2023 年 2 月 22 日に YouTube で公開した「5 本」の「居住推進動画」（以下「当該動画」といいます。）に関し、動画の内容が「「住みたい」「住み続けたい」「選ばれる」都市としてのブランド力向上のためのプロモーション」における「費用対効果がゼロ」、「人によっては、」「費用対効果はマイナス」であると述べています。また、動画の制作を特定事業者「に依頼したことが失敗の始まり」、「税金で作られたことを知ったら、税金をドブに捨てているようなものと思うのが社会通念」、「動画に居住を促進する価値はない」とし、「動画そのものが不当な公金の支出の理由になります。」と述べ、当該動画の「制作費と宣伝費」は「税金の無駄遣い」、「不当な公金の支出に当たります。」と主張しています。さらに、請求人は、政策局における当該動画の「目標は 50 万回の視聴回数で移住者数ではない」とし、「事業そのものが不適だったと言っているようなものです。」とも主張しています。

住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為（当該動画の「制作費と宣伝費」の支出）の違法性又は不当性について具体的に摘示する必要がありますが、前記請求人の主張は、動画の内容や政策局の事業そのものに対する不当性を主張するものであり、その事業に基づき行われた本件請求に係る公金の支出自体の不当性を主張するものではないと解されます。

公金の支出が事業に基づいて行われたとしても、事業そのものとは別の行為であり、住民監査請求の対象が、財務会計上の行為又は怠る事実に限定されていることから、公金の支出の不当性も、事業そのものとは別個に考える必要があります。公金の支出が財務会計上の行為であるのに対し、事業そのものは、広範かつ多岐にわたる裁量行為であって財務会計上の行為ではありません。

したがって、請求人が、財務会計上の行為である本件請求に係る公金の支出の不当性ではなく、事業そのものの不当性を主張している以上、これを住民監査請求の対象とすることはできません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。